

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月24日現在

福島県	出荷制限	撰取制限	
原乳	2市6町3村 ^{※1}	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市6町3村 ^{※2}	1市6町3村 ^{※2}	
アブラナ科の花壠類 (ブロッコリー、カブフラワー等)			
カブ		—	
原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 楢倉町	
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、西郷村、川内村、葛尾村	—	
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—	
くさそでつ(こごみ) (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—	
くさそでつ(こごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町	—	
こあしらぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村	—	
ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—	
うわばくしう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—	
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、瑞町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—	
ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町	—	
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—	
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、鮫川村	—	
わらび(野生のものに限る。)	二本松市	—	
ウメ	南相馬市	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—	
小豆	福島市(旧大笙生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—	
雜穀	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)		
大豆	福島市(旧田野村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塙村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧沢川村の区域に限る。)、伊達市(旧坂本村及び旧野谷村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—	
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧沢川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)。(ただし、見だまの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。(ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	水産物40種 ^{※6}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※7}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※8}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、瑞町、楢葉町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—
	ノワサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字倉舟、原町区馬場五丁目、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠原、原町区片倉字販賣及び原町区大字原木(山城の域)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、猪苗代町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛岡町、飯館村

*3 福島県広野町、磐梯町：福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）田村市（郡路町、船引町横道、船引山中字小塙及び字下焉馬、常葉町坂庭、常葉町山根並びに市内国営森林管理署25林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで）及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）南相馬市（市

福島県相馬市平成24年3月30日付け指示により設定された傳道困難区域を除く(区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指解除準備区域に限る)、猪苗代町・富山町(平成25年3月7日付け指示により設定された傳道困難区域を除く(区域に限る))、伊達町(平成24年11月30日付け指示により設定された傳道困難区域を除く(区域に限る))、大町町(平成25年5月7日付け指示により設定された傳道困難区域を除く(区域に限る))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された傳道困難区域を除く(区域に限る))、及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された傳道困難区域を除く(区域に限る))、内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指解除準備区域に限る)、及び葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された傳道困難区域を除く(区域に限る))、

※6 アイネ、アカツキラビ、イカゴ(種類を除く)、イシガレイ、ウスマバ、ウミタガ、エゾイソアニアメ、カサゴ、キツネメハリ、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サフロウ、ショウサイフグ、シロメバル、ズスキ、ナガソカ、ニベ、ヌマグレイ

ババガニ、ガングン、ヒラム、ホウポウ、ホシガレイ、ホシザクラ、マアナゴ、マコガレイ、マチ、マラマ、マツカワ、ムガレイ、ムラソイ、メタガレイ、ユメカガソ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、サヨリ
※本特集においては、アマモ科についても、現在の学名による記載を採用する。出典は、柳原一郎著『日本水草』。

※7 当該県において飼養されている牛について「県外への移動(12ヶ月未満のものを除く)」又は「畜舎への出荷を差控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、奥州市、平泉町
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウゲイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
雑穀	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	
	マダラ	
	イシガレイ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	柏市、我孫子市、白井市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月24日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域以外		
原乳	H23.3.21～4.9解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	
	H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、塙町、矢祭町、いわき市	
	H23.3.21～4.21解除: 福島市、新地町	
	H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(鹿島区のうち、鳥嶺、大内、川子及び佐瀬を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)	
ホウレンソウ、カキナ	田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.21～6.3解除: 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、秦折町、天栄村、猪谷岐阜、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳原町、玉川村、広野町、楓葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21～: 下記の地域以外	
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
	H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪谷岐阜	
	H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
その他すべて	H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、秦折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.3.21～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～4.2解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪谷岐阜	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.29解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)及び大玉村	
アブラナ科の花巻類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.3.23～: 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.2解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
	H23.3.23～5.4解除: いわき市	
カブ	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.19解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、会津坂下町、湯川村、磐梯町、三島町、金山町、国見町、川俣町、下郷町、椎枝町、只見町、	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.3.23～10.29解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
野菜類	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)	
	H23.4.1～: 下記の地域以外	
	H23.4.1～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
	H23.4.1～5.4解除: いわき市	
原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.1～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.4.1～5.19解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、会津坂下町、湯川村、磐梯町、三島町、金山町、国見町、川俣町、下郷町、椎枝町、只見町、	
	H23.4.1～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.4.1～10.29解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
原木しいたけ(施設栽培)	H23.4.1～: 下記の地域以外	
	H23.4.1～4.25解除: いわき市	
	H23.4.1～5.11解除: 本宮市	
	H23.4.1～5.19解除: 伊達市	
原木ナコ(露地栽培)	H23.4.1～5.23解除: 内川村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)	
	H23.10.1～: 二本松市	
	H23.7.19～: 伊達市	
	H23.7.22～: 新地町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.7.19～9.2解除: 本宮市	
	H23.11.1～: 国見町	
	H23.10.31～: 福島市、いわき市	
	H23.8.5～: 福島市、磐梯町、古殿町(茶畠被覆面に属する野生キノコに限る。)	
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、秦折町、國見町、川俣町、鶴石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、富岡町、大曾町、双葉町、猪苗代町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、双葉村、泉崎村、中島村、鶴川村、川内村、喜茂村、飯舘村	
	H24.4.15～: 磐梯町	
	H24.4.11～: 磐梯町	
	H24.4.10～: 磐梯町	
わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.10～5.29解除: いわき市	
	H23.5.9～6.21解除: 天栄村	
	H23.5.13～6.21解除: 国見町	
	H24.4.19～: 福島市、新地町	
	H24.4.23～: 広野町	
	H24.4.5.2～: 二本松市、大玉村	
	H24.4.5.7～: 道の駅	
	H24.4.25～: 福島市	
	H25.5.14～: 川内村	
	H25.5.18～: 白河市、雄勝町	
	H25.5.28～: 喜茂村	
	H25.6.10～: 福島市	
	H24.4.19～: 伊達市、川俣町	

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月24日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月24日現在

福島県	出荷制限			
イカナゴの稚魚	H24.4.20～H24.6.22解除：全県 H25.8.6～：秋元瀬、猪原瀬及び小野川瀬並びにこれらの瀬に流入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)			
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.17～：真野川(支流を含む。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。) H24.4.2～：太田川(支流を含む。) H24.4.5～：鶴川(支流に限る。) H24.4.24～：猪苗代瀬、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)及び日郷川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～H25.7.30解除：福島県内の久慈川(支流を含む。)			
ウグイ	H23.6.17～：真野川(支流を含む。) H23.8.27～：阿武隈川のうち猪夫ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29～：秋元瀬、猪原瀬及び小野川瀬並びにこれらの瀬に流入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～：猪苗代瀬、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし鶴川及びその支流を除く。)及び日郷川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～：福島県内の只見川のうち猪ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～：阿武隈川のうち猪夫ダムの上流(支流を含む。)			
ウナギ	H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)			
アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～：阿武隈川のうち猪夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。)			
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.12～：鶴川(支流に限る。) H24.4.24～：秋元瀬、小野川瀬及び猪原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本多ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(鶴川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日郷川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除：館若川(支流を含む。)			
コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元瀬、小野川瀬及び猪原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片岡ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち猪夫ダムの下流(支流を含む。)			
フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元瀬、小野川瀬及び猪原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片岡ダムの上流を除く。)、長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち猪夫ダムの下流(支流を含む。)			
木 産 物	アイナメ アカシビラメ イカナゴ(稚魚を除く。) インガレイ ウスメバチ ウミタコ エゾイノニアイナメ ヨシネメハリ クロウシシタ クロソイ クロダイ ケムシカジカ コモングンベ サクラマス サブロウ シロメハル スキ ニベ スマガレイ ハバガレイ ヒカンブフ ヒラメ ホウボウ ホシガレイ マアナゴ マコガレイ マコチ マグラ ムシガレイ ムラソイ メイタガレイ ビノスガイ キタムラカキウニ アカガレイ スクエトウダラ マグレイ ナガヅカ ツツカワ ホシザメ ショウサイフグ サヨリ カサゴ ユメカサゴ 牛の肉	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.10.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H24.6.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.20～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.3～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H25.2.14～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H26.3.25～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H27.7.19～H23.8.25一部解除：全県、(県)定める出港・換算方針に基づき密接される牛は(畜)荷制限の対象から除外。) H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、喜多方市、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、高萩村、猪飼村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本吉市、磐梯町、楢葉町、川俣町、大玉村 イノシシの肉	H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、猪苗町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢来町、猪苗町、天栄村、五川村、平田村、西郷村 H25.7.5～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、会津高森町、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、猪 肉 カガモの肉 キジの肉 クマの肉 ノウサギの肉 ヤマドリの肉	H25.1.30～：全県 H25.1.30～：全県 H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本吉市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、猪苗町、楢葉町、川俣町、三春町、小野町、猪苗町、石川町、猪飼村、古殿町、矢吹町、猪 倉 H24.7.27～：磐梯 H25.1.30～：全県 H24.11.13～：全県

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月24日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、南上市 H24.10.30～: 青森市 H25.10.1～: 鹿渡野町
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東津村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木りたけ(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.6.30～: 鹿角高田市 H24.7.1～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 鹿角高田市、住田町 H24.4.20～: 大船渡市
		H24.4.25～: 一関市、金石市、平泉町、大船町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～H24.5.8解除: 盛岡市
		H24.10.18～: 大船渡市、金石市 H24.10.23～: 鹿角高田市 H24.11.2～: 一関市、奥州市
		H24.10.11～: 一関市、鹿角高田市、平泉町 H24.10.19～: 金石市 H24.10.18～: 奥州市 H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～: 遠野市 H25.10.9～: 住田町
		H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 釜石市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.18～: 住田町 H28.5.9～: 北上市 H28.5.10～: 遠野市
	原木なめこ(露地栽培)	せり(野生のものに限る。) H24.5.30～: 一関市、奥州市 せんまい H24.5.19～: 一関市、奥州市 わらび(野生のものに限る。) H24.5.18～: 奥州市、鹿角高田市 H25.6.17～: 一関市
		H26.1.4～H25.24一部解除: 一関市(旧藤泽清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H24.11.13～H26.4.11解除: 盛岡市(旧苗木村の区域に限る。)、一関市(旧麻原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～H26.4.11解除: 岩手市(旧衣川村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
		スズキ H24.1.25～: 大船渡市(岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) クロダイ H25.1.2～: 大船渡市(岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) マダラ H24.5.2～H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線と岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		ヒラメ H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線と岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市鹿角半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 イワナ(稚稚を除く。) H24.5.8～: 鰐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) ウグイ H24.5.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)、田瀬ダムの上流、田瀬ダムの上流及び早池峰ダムの上流、入知ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、疊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～: 氷見川(支流を含む。)
		牛の肉 H23.8.1～H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) クマの肉 H24.8.10～: 金城 シカの肉 H24.7.28～: 金城 ヤマドリの肉 H24.10.22～: 金城
宮城県		出荷制限
たけのこ	原木りたけ(露地栽培)	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.4.29～: 東栗原市 H24.5.1～H24.8.17解除: 丸森町(旧田野村の区域に限る。) H24.4.1.16～: 白石市、角田市 H24.4.3.6～: 丸森町 H24.4.3.6～: 鹿王町 H24.4.4.5～: 村田町 H24.4.4.1～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.4.12～: 東栗原市 H24.4.4.19～: 石巻市 H24.4.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 登米市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大船町、喜多方市 H24.5.9～: 色麻町 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大衡村
		キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.18～: 東栗原市、大崎市 H24.4.27～: 大崎市、東栗原市 H24.5.2～: 加美町 H24.5.3～: 色麻町
		こしあぶら H24.5.7～: 登米市、東栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.6.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H28.5.7～: 大船町 H24.5.11～: 気仙沼市、九十九里町 H24.6.17～: 大崎市
		せんまい H24.5.17～: 東栗原市、九十九里町
		雜穀 大豆 H26.1.4～H25.3.1一部解除: 東栗原市(旧金田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) 米(平成25年度) H26.3.19～: 東栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	野菜類	ソバ H24.11.6～H26.4.11解除: 東栗原市(旧金田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～H26.4.11解除: 岩手市(旧衣川村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
		スズキ H24.1.25～: 大船渡市(岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) クロダイ H25.1.2～: 大船渡市(岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) マダラ H24.5.2～H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線と岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		ヒラメ H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線と岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 イワナ(稚稚を除く。) H24.5.8～: 鰐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) ウグイ H24.5.11～: 三道川(うち東道川の上流(支流を含む。)及び西道川の上流(支流を含む。))、及び二道川(うち東道川の上流(支流を含む。)及び二道川(うち西道川の上流(支流を含む。)))
		牛の肉 H23.8.1～H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) クマの肉 H24.8.10～: 金城 シカの肉 H24.7.28～: 金城 ヤマドリの肉 H24.10.22～: 金城
		宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.8.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.11.0～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		ヒラメ H24.5.30～H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		マダラ H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のもの限る。) H24.5.2～H25.1.17解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のも限る。)
		H24.4.2.0～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		ヒガシフグ H24.5.8～H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社廣半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(稚稚を除く。)	H24.5.27～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H25.6.27～H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白樅堰堤より上流の白石川(支流を含む。)
		H24.6.14～: 大淵川の阿武隈ダムより上流(支流を含む。)及び名取川(秋の大淵の上流(支流を含む。))
		H24.6.24～: 三道川のうち東道ダムの上流(支流を含む。)及び西道川(うち東道ダムの上流(支流を含む。))及び名取川(秋の大淵の上流(支流を含む。))
		H24.6.28～: 江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二道川(うち東道川のうち東道ダムの上流(支流を含む。))
		H24.12.6～: 広瀬川(支流を含む。)
	ヤグマ(稚稚を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
		H24.5.18～: 宮城県内の大川(支流を含む。)
		H24.5.26～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
		H24.5.28～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
		牛の肉 H23.7.28～H23.8.19一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) クマの肉 H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 イシシの肉 H24.6.25～: 金城(上記地域を除く。)
		シカの肉 H24.6.25～: 金城

*■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月24日現在

山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.8.10~: 全域	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23~4.10解除: 全域	
ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市	
カキナ	H23.3.21~4.17解除: 全域	
ハセリ	H23.3.23~4.17解除: 全域	
野菜類	H24.4.6~: 浦来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石岡市、鹿ヶ崎市、双叶市、守谷市、坂本町、利根町 H24.4.19~: ひたちなか市、鎌田市、東海村 H24.4.26~: 佐野城市、大洗町	
	H23.10.14~: 行方市、行方市、鎌田市、小美玉市	
	H23.11.10~: 銚子町、阿見町	
	H24.4.6~: 常陸大宮市、那珂市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市	
原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14~: 土浦市、鎌田市	
	H23.11.10~: 利根町	
原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14~: 土浦市、鎌田市	
	H23.11.10~: 利根町	
こしあぶら	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
水産物	H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島県東北界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5~H25.6.28解除: 北緯38度39分の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県外の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域	
	スズキ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県東北界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東北界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロノバル	H24.4.13~: 最大高潮時海岸線上福島県東北界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東北界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県東北界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東北界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.1.19~: 最大高潮時海岸線上福島県東北界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東北界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県東北界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H25.6.30解除: 北緯38度39分の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県外の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
	コモンカスペ	H24.8.1~: 最大高潮時海岸線上福島県東北界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県東北界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメイカラマツ(稚鰐を除く。)	H24.4.17~: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋連浦及びこれらの河川に流入する河川及び常陸利勢川(繁殖を除く。)
	ギンブナ	H24.4.17~: 鶴ヶ浦、北浦及び外洋連浦及びこれらの河川に流入する河川及び常陸利勢川(繁殖を除く。)
	ウナギ	H24.5.7~H26.1.30~: 安息県内の利根川(支流を含む。) H26.11.12~: 安息県内の利根川のうち最大潮の下流(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	H23.12~(→H23.12.21): 郡頭解禁: 全域(他の定めの出荷町・検査方面に基づき管轄されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.6.2~H25.11.1解除: 紫城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、鉾田市、東海村、美浦村
		H23.6.2~10.10解除: 古河市、常總市、坂東市、八千代町、境町
		H23.6.2~H24.4.9解除: 大字町
		H23.6.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市
		H23.6.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城内町
		H23.6.2~H24.6.5解除: 鎌田市
		H23.6.2~H24.7.24解除: 水戸市
		H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市
		H23.6.2~H24.9.12解除: 立石市
		H23.6.2~H24.10.5解除: 安房町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.6.2~H24.10.1解除: つくば市
		H23.6.2~H25.4.3解除: 牛久市
		H23.6.2~H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市
		H23.6.2~H25.6.17解除: 小美玉市
		H24.2.15~: 鹿嶋市、矢板市
		H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町
		H24.4.11~: 大田原市、日光市、盐子町
		H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町
		H24.4.13~: 鹿沼市(旧岩舟町を除く。)、壬生町
		H24.4.15~: 鹿嶋市
野菜類	タケノコ	H24.2.15~H25.10.23~一部解禁: 佐野市
		H24.4.10~: 芳賀町、那須町
		H24.4.12~: 大田原市
		H24.5.29~: さくら市
		H24.6.4~H26.4.17~一部解禁: 鹿沼市
		H24.6.28~: 王生町
		H24.11.29~: 日光市
		H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市
		H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市
		H23.11.8~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
野菜類	原木ナメコ(露地栽培)	H24.4.15~: 宇都宮市
		H24.4.16~: 鹿沼町
		H24.4.18~: 王生町
		H24.11.14~: 鹿沼塩原市、日光市
		H24.10.4~: 矢板市
		H24.10.19~: 鹿沼町
		H24.10.28~: 佐野市
		H24.4.1.2~: 鹿沼市
		H24.4.1.8~: 王生町
		H24.11.12~: 鹿沼川町
野菜類	野菜類(野生のものに限る。)	H23.11.14~: 鹿沼塩原市、日光市
		H24.4.10~: 矢板市
		H24.10.19~: 鹿沼町
		H24.10.28~: 佐野市
		H24.4.1.2~: 鹿沼市
		H24.4.1.8~: 王生町
		H24.11.12~: 鹿沼川町
		H24.11.19~: 那須烏山市
		H24.12.11~: 大田原市
		H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、盐子町、那珂川町
野菜類	わらび(野生のものに限る。)	H24.8.7~: 鹿沼市
		H24.8.8~: 矢板市
		H24.8.15~: 那須町
		H24.8.29~: 大田原市
		H24.10.10~: 鹿沼町
		H24.10.12~: 那須烏山市
		H24.5.1~: 那須塩原市、鹿沼町
		H24.5.1~: 大田原市、那須町
		H24.5.1~: 日光市、大田原市
		H24.5.13~: 矢板市
野菜類	(さつてつごのみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須町
		H24.5.2~: 鹿沼町
		H24.5.15~: 那須町
		H24.5.29~: 大田原市
		H24.6.10~: 鹿沼町
		H24.6.10~: 盐子町
		H24.5.15~: さくら市
		H24.5.25~: 那須川町
		H24.5.1~: 宇都宮市、日光市
		H24.5.1~: 鹿沼市
野菜類	こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須町
		H24.5.2~: 鹿沼町
		H24.5.15~: 盐子町、那須烏山市
		H24.5.7~: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、盐子町
		H24.5.15~: さくら市
		H24.5.15~: 那須川町
		H24.5.1~: 宇都宮市、日光市
		H24.5.14~: 那須塩原市
		H24.5.18~: 大田原市
		H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)
野菜類	せんまい(野生のものに限る。)	H24.4.27~: 大田原市、矢板市
		H24.5.1~: 鹿沼町
		H24.5.2~: 盐子町
		H24.5.2~: 那須町
		H24.5.16~: 宇都宮市
		H24.5.18~: 鹿沼町
		H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)
		H24.5.1~: 盐子町
		H24.5.1~: 鹿沼市
		H24.5.1~: 那須塩原市
野菜類	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市
		H24.5.18~: 宇都宮市、日光市
		H24.5.28~: 盐子町
		H24.5.1~: 鹿沼町
		H24.5.1~: 盐子町
		H24.5.1~: 那須町
		H24.5.1~: 宇都宮市
		H24.5.1~: 鹿沼市
		H24.5.1~: 那須塩原市
		H24.5.1~: 盐子町
野菜類	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市
		H24.5.18~: 宇都宮市、日光市
		H24.5.28~: 盐子町
		H24.5.1~: 鹿沼町
		H24.5.1~: 盐子町
		H24.5.1~: 那須町
		H24.5.1~: 宇都宮市
		H24.5.1~: 鹿沼市
		H24.5.1~: 那須塩原市
		H24.5.1~: 盐子町
野菜類	クリ	H24.9.14~: 那須塩原市、那須町

* [REDACTED] の箇所は、出荷制御の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月24日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)、ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)、ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.9.25～部解除: 全域(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒される牛を除く。)	
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～部解除: 全域(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒されるイノシシの肉を除く。)	
	シカの肉	H23.12.2～: 全域	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市	
群馬県		出荷制限	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域		
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域		
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.26～: 沼田市、東吾妻町、郷村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.16～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.13～: みなかみ町	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 花巻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所花巻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 藩根川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 花巻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所花巻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除: 鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)	
		H24.6.12～: 深根川(支流を含む。) (H24.6.8～H26.8.28解除)	
肉	イノシシの肉	H24.10.10～: 全域	
	クマの肉	H24.9.10～: 全域	
	シカの肉	H24.11.14～: 全域	
その他	ヤマドリの肉	H25.1.28～: 全域	
	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 橋本町、皆野町 H24.10.23～: ときがわ町 H24.11.5～: 埼玉町	
千葉県		出荷制限	
タケノコ	H24.4.5～H26.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.5～: 達賀町、鎌取 H24.4.11～: 柏市、白井市 H24.4.11～H26.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H26.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H26.10.23解除: 芝山町		
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H25.10.11～: 我孫子市、君津市 H25.11.18～: 君津市 H25.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H26.3.19～部解除: 山武市 H24.11.14～: 君津市	
	原木シタケ(施設栽培)	H24.5.18～H26.3.19～部解除: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.12.14～: 君津市	
	水産物	ギンブナ コイ ウナギ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) H25.7.3～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	肉	H25.11.12～: 千葉県内の利根川のうち鹿島大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛海水門の上流、両箇用水第一灌漑機場の下流、八堀川、野田川並びに与田浦川を除く。) H24.11.5～H25.11.8～部解除: 全域(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.6.2～H24.5.21解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市	
神奈川県		出荷制限	
茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 温河原町		
新潟県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.11.5～: 全域(佐渡市及び東島浦村を除く。)	
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～: 長井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小諸町、南牧村 H24.10.1～: 佐久市 H26.10.1～: 小諸市 H25.10.21～: 佐久穂町	
静岡県		出荷制限	
農産物	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市		

* [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成26年4月24日現在

福島県		摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外		
H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村		
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、木宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町		
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
H23.3.23～下記の地域以外		
H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村		
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、木宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
H23.3.23～下記の地域以外		
H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
H23.3.23～5.4解除：いわき市		
H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町		
H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、木宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村		
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
原木しいたけ(露地)		
H23.4.13～：飯館村		
H23.9.8～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)		
キノコ類(野生のものに限る。)		
H23.9.15～：いわき市、棚倉町		
H23.9.20～：南相馬市		
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、椎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

*■の箇所は摂取制限の対象